

王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

（昭和 49 年 6 月 18 日 条例第 43 号）

改正	昭和 53 年 3 月 11 日	平成 6 年 12 月 14 日	条例第 16 号
	昭和 57 年 3 月 25 日	平成 12 年 3 月 13 日	条例第 16 号
	昭和 58 年 6 月 29 日	平成 15 年 3 月 17 日	条例第 12 号
	昭和 62 年 3 月 11 日		

（趣旨）

第 1 条 この条例は、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第 2 条 団員の定数は、100 人とする。

（任用）

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は、村長の承認を経て団長が、次の各号の資格を有する者のうちから任用する。

- (1) 木曽郡内に居住する者
- (2) 年令 18 歳以上 46 歳未満の者、ただし、団長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

（欠格条項）

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 第 7 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 3 号を除く各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住したとき。

第 10 編 防災・消防（王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例）

（懲戒）

第 6 条 任命権者は、団員が次の一に該当するときは懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

第 7 条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

（服務規律）

第 8 条 団員は、団長の招集によって出勤し、服務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第 9 条 団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては村長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 10 条 団員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 11 条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬及び費用弁償）

第 12 条 団員の報酬及び費用弁償は、非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例（昭和 53 年王滝村条例第 101 号）の定めるところによる。

（公務災害補償）

第 13 条 団員で公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、王滝村消防団員等公務災害補償条例（昭和 39 年王滝村条例第 54 号）の定めるところによる。

（退職報償金）

第 14 条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、王滝村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年王滝村条例第 53 号）の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 王滝村消防団条例（昭和 37 年王滝村条例第 43 号）は、廃止する。

第10編 防災・消防（王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例）

附 則（昭和53年3月11日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月25日）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月29日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月11日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成6年12月14日条例第16号）

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。